

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名				
当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連 結 留 保 所 得 金 額 (別表四の二「55の②」)		1	円	所 得 基 準 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「55の①」)		17	円	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「2」の合計額)		2			非適格合併による移転資産等の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額 (別表四の二「44」)		18		
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「3」の合計額)		3			外 国 子 会 社 等 から 受 け る 剰余金の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)		19		
	前 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「4」の合計額)		4			受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二「9」)		20		
	当 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「5」の合計額)		5			受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八の二「14」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)		21		
	連 結 法 人 税 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10」の 外書)－「11」－「18」+「35」－「38」－「39」)		6			法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二「22」+「25」)		22		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)		7			連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表四の二「46」)		23		
	当 期 連 結 留 保 金 額 (1)＋(2)－(3)＋(4)－(5)－(6)－(7)		8			被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二「7」)		24		
	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額		9			連 結 中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に係る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四の二「43」)		25		
	同 上 の 2 5 % 相 当 額		10			新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「39」の合計額)		26		
	期 首 連 結 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)「20の①」)－(4)		11			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)		27		
	期 中 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 した連結利益積立金額				12	対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表「41」の合計額)			28
		適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減少した連結利益積立金額				13	沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「17」)			29
	期 末 計 算	期 末 連 結 利 益 積 立 金 額 (11)＋(12)－(13)				14	国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「43」の合計額)			30
		積 立 金 基 準 額 (10)－(14)				15	収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+ 「37」+「40」)又は別表十の二(二)「47」)			31
							肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「45」の合計額)			32
			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)		33					
定 額 基 準 額 2,000万円× $\frac{1}{12}$				課 税 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「47」の合計額)		34				
				連 結 所 得 等 の 金 額 (17)－(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)－(25)＋(26)＋ (27)－(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)＋(33)－(34)		35				
				所 得 基 準 額 (35)×40%		36				
					連 結 留 保 控 除 額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額)		37			
					課 税 連 結 留 保 金 額 (8)－(37)		38	000		
連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算										
課 税 連 結 留 保 金 額					税 額					
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (38)又は $(3,000万円 \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額)			39	円	(39) の 10 % 相 当 額		43	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((38)－(39))又は $(1 億 円 \times \frac{1}{12} - (39))$ のい ずれか少ない金額)			40	000	(40) の 15 % 相 当 額		44			
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (38)－(39)－(40)			41	000	(41) の 20 % 相 当 額		45			
計 (38) (39)＋(40)＋(41)			42	000	計 (43)＋(44)＋(45)		46			

別表三の二 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分